

Title	日仏比較中世文書論のために：「文書」定義の観点と公証ならびに書簡から見た国制
Author	向井, 伸哉
Citation	市大日本史. 25 卷, p.23-31.
Issue Date	2022-05
ISSN	1348-4508
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学日本史学会
Description	

Placed on: Osaka City University

日仏比較中世文書論のために…「文書」定義の観点と公証ならびに書簡から見た国制

向井伸哉

本稿は、日仏の中世文書を比較する上で留意すべき「文書」定義の問題、ならびに中世文書論が比較国制史に提供する論点を、日本語で参照できる諸研究に依拠しつつ、整理することを目的とする。

まずは、「1 現代フランス法における「公文書」の定義」と「2 中世フランス史学における「文書」の定義」を通じて、「文書」を定義する観点が複数あり、そのいずれを採用するかで研究者ごとに定義のズレが生じるリスクを示唆する。つづいて、「3 「公証」から見た中世フランス国制」と「4 「書簡」から見た中世フランス国制」では、公証制度と書簡形式文書の二つの視角から中世フランス国制の特徴を記述し、中世日本国制と比較する上での論点を提示する。

1 現代フランス法における「公文書」の定義¹⁾

現代フランスの法律では、歴史資料たる「文書」という言葉がどのように定義されているか、「公文書」と「私文書」の区別に注目しつつ、確認してみよう。

フランス文化遺産法典(2004年)によると、「文書群(archives)」は、「日付、保存場所、形式および媒体を問わず、あらゆる自然人または法人により、および公的または私的なあらゆる業務部門また機関

により、その活動の実施において作成または受領された、データを含む文書の総体」とされており、「公文書(document public)」は、「公務の一環として、国、地方自治体、公施設法人およびその他の公法上の法人または同様の役務を担う私法上の者の活動から生じる文書、および公署官および裁判所補助吏の文書原本および台帳」と定義されている。対して、「私文書(document privé)」は公文書以外のものとしてネガティブに把握されている。

つづいて、フランス県立文書館の公文書群基本分類表(図1)に目を移すと、公文書と私文書の定義の揺れを確認することができる。たとえば、現代のカトリック教会の文書群は私文書に属するが、1790年以前のもものは革命政府が接収し、公立文書館に移管しており公文書に属する(G・H・I)。他方で、現代の教会財産管理委員会の文書群は私文書に属するが、1905年の政教分離法以前のもものは公文書に属する(V)。また、家文書群は私文書に属するが、1790年以前の貴族Ⅱ領主家文書群のうち革命政府が接収したものは、公立文書館に移管されており公文書に属する(1790年以前の文書E)。ちなみに、公証人文書群は全時代を通じて公文書に分類されている(全期間E)。

公文書	
一七九〇年以前の文書	
A	証書
B	裁判所、司法
C	州行政
D	公教育、学術、芸術
E	封建制、コミュニティ、都市住民、家族
G	在俗聖職者
H	修道会聖職者
I	教会文書に含まれるさまざまな資料群
革命期の文書（一七九〇—一八〇〇年）	
L	革命期の行政および裁判所
革命以後の文書（一八〇〇—二十世紀中葉）	
K	法律、行政命令、命令
M	行政一般、経済
N	県の行政および会計
O	コミュニティの行政および会計
P	財政、土地台帳、郵便
Q	国有地、登録、抵当権
R	軍事、戦時機関
S	公共工事、交通
T	教育、文化、スポーツ
U	司法
V	宗教
X	社会福祉・社会保障
Y	矯正施設
Z	郡庁
現代の文書（一九四〇年七月十日以降）	
W	行政および司法関係文書
全期間	
E	身分証書、公証人文書
H-dépôt	医療機関
ETP	公的機関・組織

図1 フランス県立文書館の公文書群基本分類表（ブリュノ・ガラン著、大沼太兵衛訳『アーカイヴズ—記録の保存・管理の歴史と実践』、白水社、2021年、94-95頁）

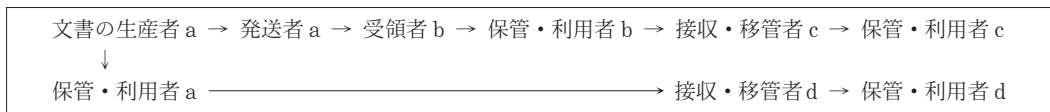


図2 文書に関わる活動者：現代フランス法における理解

以上のことから、現代フランス法において「文書」を定義する際、大まかに「①文書の用途が、公的活動か、私的活動か?」、「②文書に関わる活動者の性格が、公的か、私的か?」という二つの観点があることが分かる。仮に、「文書」を定義する観点として「②文書に関わる活動者の性格が、公的か、私的か?」を採用した場合、文書の生産者、生産文書の保管・利用者、生産文書の接収・移管者、接収・移管文書の保管・利用者、生産文書の発送者、生産文書の受領者、受領文書の保管・利用者、受領文書の接収・移管者、接収・移管文書の保管・利用者の9名の活動者が想定されるが、このいずれかに注目したうえで、その人物が公的性格を持っている場合は「公文書」、私的性格を持っている場合は「私文書」と定義することになり、観点はさらに増殖する。実際には、図2のように、文書の生産者と生産文書の保管・利用者と発送者は一致し（a）、受領者と受領文書の保管・利用者は一致し（b）、接収・移管者と接収・移管文書の保管・利用者は一致する（c・d）ことが多いにしても、選択可能な観点が複数あることは、潜在的に、論者ごとの「文書」定義に大きな振れ幅を与える。

2 中世フランス史学における「文書」の定義²⁾

次に、中世フランス史学界において「文書」という言葉がどのように定義されているか、「公文書」と「私文書」の区別に注目しつつ、確認してみよう。

オリヴィエ・ギョジャンの定義にしたがうと、「文書史料」とは、「実用目的の文字資料であり、法的規範に関係し、従属するもので、口承や記憶では不十分になると、社会的・経済的関係が矛盾なく機能することを保証するもの」であり、証書、裁判文書、会計簿、地代帳、



図3 文書に関わる活動者：中世フランス史学界における理解

課税台帳、議事録、公証人文書などが含まれる。

他方で、岡崎敦は、「文書史料」を「法行為の達成、あるいは法的事実の存在、あるいは法的な効力を与えるに適した何らかの形式のもとに書かれている何であれ事実、が記載されているもの（・・・）適切な法的効力保証の手段を有し（印章、証人列挙など）、法廷において挙証能力をもつもの」と定義し、「その法的性格のゆえにかならず、発給者や時期、場所にしがたって多かれ少なかれ定まっている、特定の伝統に合致したやり方で（定式性）作成されていなければならない」としている。なお、この定義によると、「文書史料」から年代記などの叙述史料、私的な日記や私信などは除外される。さらに、岡崎は、「文書史料」を公文書と私文書に大別し、公文書については、王・皇帝、教皇、司教、諸侯、修道院、領主、都市など、発給者別の類型を設けることが普通であり、「証書系資料」権利証明書「権利文書」と「業務内部資料」行政内部資料「管理文書」行政文書（課税台帳、会計簿、議事録など）に二分されると説明する。私文書については、私人間の私的な法行為を文書化した公証人文書が代表例として挙げられ、「公証人とは、私的な法行為の文書化を、特定の権威（王・皇帝、領主、都市など）によって認可された民間業者であり、彼らの文書には、一定の法的効力が認められている」とする。

以上のことから、中世フランス史学界において「文

書」を定義する際、大まかに、「①文書の用途が、公的活動か、私的活動か？文書の用途が、公的活動の場合、権利証明か、行政・管理業務か？」、「②文書に関わる活動者の性格が、公的か、私的か？」、「③文書の形式・定式」という三つの観点があることが分かる。仮に、「②文書に関わる活動者の性格が、公的か、私的か？」を採用した場合、文書の生産者、生産文書の保管・利用者、生産文書の発送者、生産文書の受領者、受領文書の保管・利用者の5名―多くの場合、実際には2名（a・b）―の活動者が想定され（図3）、このいずれかに注目したうえで、その人物が公的性格を持っている場合は「公文書」、私的性格を持っている場合は「私文書」と定義することになり、観点はさらに増殖する。

このように、「現代フランス法における「公文書」の定義」を規定する観点と「中世フランス史学における「文書」の定義」を規定する観点を比較検討してみると、それぞれ複数の観点をはらみつつ重なり合い、しかしながら見逃せないズレを有していることが分かる。前者と比べて、後者の方では、「①文書の用途」における選択肢が増え―公的活動の場合、権利証明か、行政・管理業務か？―、「②文書に関わる活動者の性格」における選択肢が減り―接收・移管者と接收・移管文書の保管・利用者の脱落―、「③文書の形式・定式」という観点が追加されているのである。こうして見てみると、総体として、「文書」定義の潜在的振れ幅は極めて大きいことが理解される。観点が複数あることの結果として生じる「文書」定義のズレの具体例として、「現代フランス法における「公文書」の定義」では、公証人文書が公文書とされるのに対し、「中世フランス史学における「文書」の定義」では、同文書が私文書としばしば定義されていることが挙げら

れる。これは、前者が「文書の生産者」公証人（公的資格）」に着目しているのに対して、後者が「文書の受領者」私人（私的資格）」あるいは「文書の用途」私人間の私的な法行為（私的資格）」に着目しているためといえる。

結局のところ、「文書」定義は、研究者ごとの恣意的な観点選択によって、ころころと変わりうるものであり、その振れ幅を認識したうえで、比較する際に共通の定義を日仏研究者間でその都度確認しあうことが必要になる。試みに、中世日本史学において「文書」を定義する際、どのような観点が採用されているのか一瞥してみると、「文書の用途が権利証明ならば公文書として定義」、「文書の形式が公式様文書ならば公文書、書簡文書ならば私文書として定義」、「文書に関わる活動者の性格につき、発送者と受領者が共に官人ならば公文書として定義」などのバリエーションが見られる。

3 「公証」から見た中世フランス国制

つづいて、公証制度（私人間の私的な法行為の保証の在り方）に着目して、そこに垣間見える中世フランス国制の特徴を記述し、中世日本国制と比較する上での論点を提示してみたい。

12～13世紀から確認される中世フランスにおける公証の特徴は、法廷での利用を念頭に置いた文書の公権力による作成にある。南仏では、在地領主、諸侯、国王、あるいは都市自治体が設置した公証人が、サイン (seing) を付した公正証書を作成・登記する。北仏では、司教あるいは国王が設置した裁判官が、在地有力者を証人として、印章を付した非訟裁判文書を作成する一方で（登記は行わない）、都市自治体が、印章を付した（あるいは付さない）キログラフ形式―同一の文

書を二部作成し、うち一部を自治体文書庫で保管する形式―の非訟裁判権文書を作成している事例も確認される。つまり、中世フランスにおける公証は、身近にある自治体、聖俗領主、諸侯、あるいは国王の裁判所（十牢獄）の強制力・信用力によって裏打ちされており、そこに、「裁判権の強度の地方分権」と「在地における強制力を持った裁判所の存在」という中世フランス国制の特徴が表れているといえる。なお、南仏における国王裁判権の拡大（国王裁判所の増加とその他勢力の裁判権に対する侵食）と国王公証人の増加は同時並行の関係にあり、軌を一にする。

翻って、中世日本における公証においては、法廷での利用を念頭に置いた（あるいは置かない）文書が誰によって作成されるのか。仮に、中世日本における私人間の私的な法行為の保証が、当事者を取り巻く人や組織の社会的ネットワークに主に依拠しており、裁判所（十牢獄）の強制力・信用力によって裏打ちされていないとするならば、それは、中世日本国制が、私人間の私的な法行為の保証につき、「裁判権の軽度の中央集権」と「在地における強制力を持った裁判所の不在」に起因する自由放任体制であることを意味しているのだろうか。

4 「書簡」から見た中世フランス国制

つづいて、「書簡形式文書」の利用の衰退／隆盛に着目して、そこに垣間見える中世フランス国制の特徴を記述し、中世日本国制と比較する上での論点を提示してみたい。

まず、中世前期フランスは、「書簡」の世界から「証書」の世界への移行によって特徴づけられる。フランク王国前期（メロヴィング期…481～751年）は、ローマ帝国の地方行政文書の形式（書簡形式）を踏襲し

た「役人への行政命令、法令、判決」ならびに「書簡型証書」が多く発給されていたが、フランク王国後期（カロリング期：751年～9世紀）になると、書簡型とは異質の「尊厳型証書（diplôme）」が主流となり、書簡形式で作成された「役人への行政命令、勅令、判決」の数をしのぎ、フランク王国崩壊後（9世紀）からカペー朝初期（987年～11世紀）にかけては、もっぱら「尊厳型証書」が発給される。

対照的に、中世後期フランスは、「証書」の世界から「書簡」の世界への移行によって特徴づけられる。実際、ルイ7世期（1137～1180年）には、権利文書については、尊厳型証書、略式証書（charte）、書簡型証書（lettre patente）が並び立ち、行政文書については、いずれも書簡形式の勅令（ordonnance）、令状（mandement）⇨役人への行政命令、親書（lettre missive）が利用される。さらに、フィリップ2世期（1180～1223年）になると、発給数の観点から、「尊厳型証書⇨略式証書⇨書簡型証書」⇨「勅令⇨令状⇨役人への行政命令、親書」の序列が生じ、フィリップ6世治世下、1330年を最後に尊厳型証書は消滅することになる。ちなみに、尊厳型証書（図4）、略式証書（図5）、書簡型証書（図6）、勅令（図7）は宛先が一般的（現在および未来のすべての人々へ）等であるのに対し、令状⇨役人への行政命令（図8）、親書（図9）は宛先が特定のである。

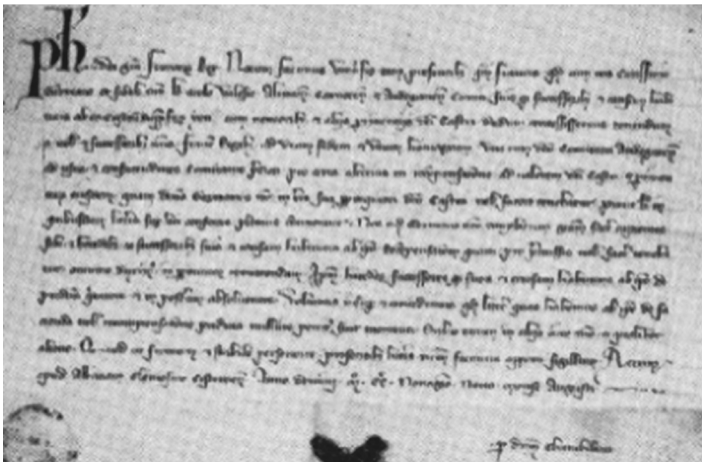


図5 フィリップ4世の略式証書（1299年） http://elec.enc.sorbonne.fr/cid/cid1991/art_01〔最終アクセス：2021年12月17日〕

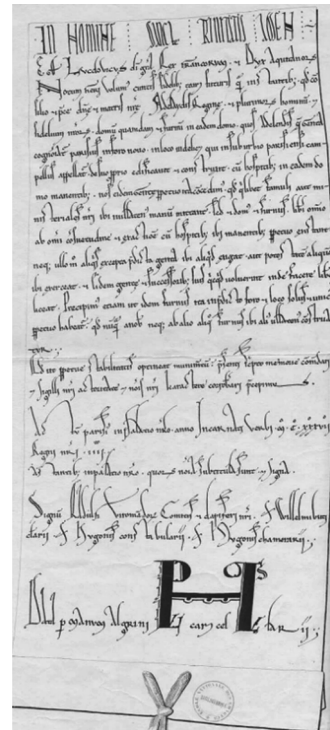


図4 ルイ7世の尊厳型証書（1137-1138年） <http://theleme.enc.sorbonne.fr/dossiers/notice53.php>〔最終アクセス：2021年12月17日〕

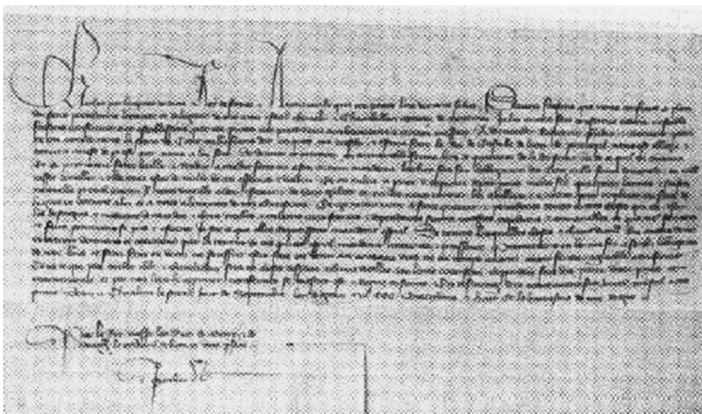


図6 シャルル6世の書簡型証書（1388年） http://elec.enc.sorbonne.fr/cid/cid1991/art_01〔最終アクセス：2021年12月17日〕

岡崎敦が指摘するように、こうした中世後期フランスの国王文書に生じた、形式面では「尊厳型」から「書簡型」へのシフトチェンジの背景には、特権付与型王権から行政型王権へという王権自体の性格変化があった。要するに、中世後期フランス国制の特徴は、特権付与に依拠した統治を展開する「コネに基づく国家」から、行政命令に依拠した統治を展開する「官僚制度に基づく国家」への移行によって説明されるのである。12世紀以前のフランス国制は、中央と地方が疎遠で、相

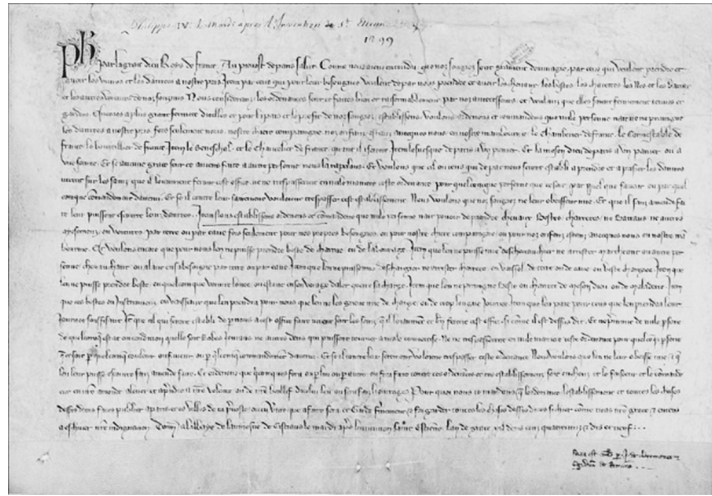


図7 フィリップ4世の勅令(1299年) https://commons.wikimedia.org/wiki/File:Ordonnance_du_roi_de_France_Philippe_IV_le_Bel_-_Archives_Nationales_-_K-948-17.jpg [最終アクセス: 2021年12月17日]

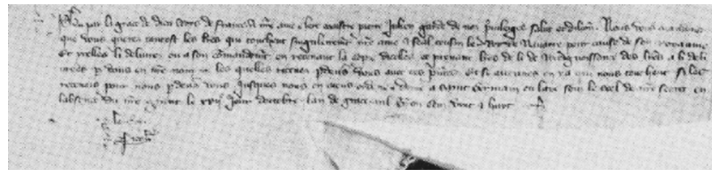


図8 フィリップ6世の令状(1328年) http://elec.enc.sorbonne.fr/cid/cid1991/art_01 [最終アクセス: 2021年12月17日]

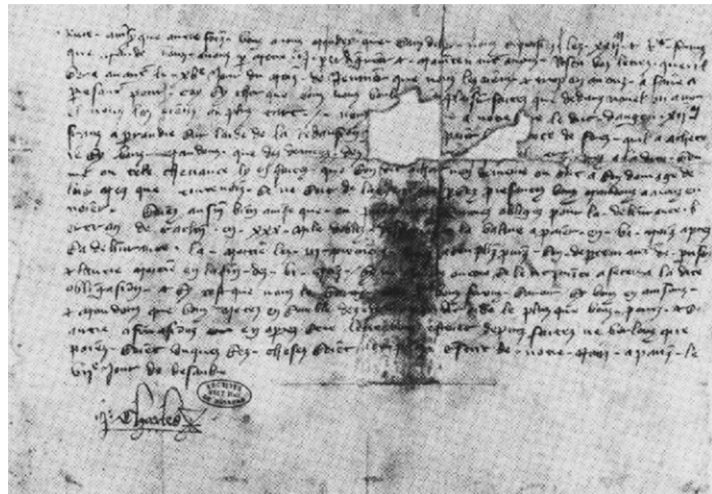


図9 シャルル5世の親書(1367年?) http://elec.enc.sorbonne.fr/cid/cid1991/art_01 [最終アクセス: 2021年12月17日]

互に不干渉な人的結合世界であり、地方人が国王にたまに伺候し、権利請願する対面コネ社会といえ、ゆえに権利文書(証書)が優越していた。ここでは、文書は対面コミュニケーションの補助手段であり、文書そのもの(書かれた文字)よりも、その口頭での読みあげと儀礼行為の方が重視された。他方で、12世紀以降のフランス国制は、中央と地方が連結され、相互干渉し始める官僚制度的結合世界であり、国王が地方役人に頻繁に書簡を出し、行政命令を行う遠隔官僚制度社会といえ、ゆえに行政文書(書簡)が優越した。ここでは、文書は遠隔

コミュニケーションの主要手段であり、文書そのもの（書かれた文字）の地位が高まり、口頭での読み上げは依然として重要性を保ちつつも、儀礼行為は補助的な位置づけに格下げされた。

こうした推移は、13世紀における「書簡形式文書」の定式集の登場によっても裏付けられる。たとえば、15世紀に至るまでヨーロッパで200点以上の写本が作られた、ペトルス・デ・ヴィネアの名を冠した手本集成は、フランスをはじめ各王国の文書局で行政文書のひな型として、あるいは各大学で法曹・公証人・書記が学ぶ書簡術 (*ars dictaminis*) の教材として用いられた。同手本集成は、神聖ローマ皇帝フリードリヒ二世の文書局に由来する約50の文書手本―権利証書や私信も含むが、大半は令状（行政命令）―を収録したものであり、各手本からは、口頭での読み上げを意識したラテン語の韻律規則である *cursum* の重視がうかがえる。

このように国制史の文脈で、12世紀以降のフランスにおける「書簡形式文書」は、国王から地方役人へ宛てられた行政命令によって量的に（そして恐らく質的に）代表されるが、対して、12世紀以降の日本における「書簡形式文書」は、誰から誰へ宛てられた―天皇から地方役人へ、地方役人から天皇へ、天皇から地方人へ、地方人から天皇へ、あるいは上皇から…、あるいは幕府から…―、どういう用途のものによって量的に（そして恐らく質的に）代表されるのか。この点につき、「日本では、〔国制において〕私的な人間関係が優位となる時代に普及する「書簡形式の文書」は、西欧では、封建時代には存在せず、むしろ公権力と官僚制の発展を特徴付ける文書形式とみなされている」とする岡崎敦の指摘は、真剣な検討に値しよう。^⑩

さらに、「書簡」への着目に基づいた日仏国制比較に際しては、権

利文書であれ行政文書であれ、王権にとどまらない、広義の国制の構成要素たる諸侯、領主、教会・修道院、都市・村落自治体による「書簡形式文書」の生産、発送、受領、保管、利用にも注意を払う必要がある。たとえば、13〜14世紀以降のフランスでは、国王、諸侯、領主とならんで、修道院や都市自治体なども、活発に狭義の書簡によるコミュニケーションを展開しており、実際、シトー会修道会が独自の書簡定式集を作成・利用する一方^⑪、都市自治体は会計簿中に書簡の生産、発送、受領に関連した出費をしばしば記録している。ここで留意したいのは、中世フランス都市には、複数の中世ドイツ都市に見られるような書簡帳 (*Briefbücher*)^⑫ が存在せず、やり取りされた書簡（の写し）の体系的な保管・利用が確認されないことである。フランスの中世都市は、国王、諸侯、領主、教会・修道院などとの縦関係にくわえ、近隣あるいは遠方の都市・村落との横関係においても、書簡によるコミュニケーションを精力的に行っていた。にもかかわらず、書簡帳を有する一部中世ドイツ都市とは異なり、基本的に、送信・受信書簡の写しが取られることはなく、受信書簡本体も廃棄されてしまっているのである。こうした、都市による狭義の書簡の保管・利用の在り方に見られる差異は、都市という存在が位置づけられるところの独仏国制の性格の違いを反映している可能性がある。翻って、中世日本には、書簡の生産、発送、受領、保管、利用の主体となるような「都市自治体」そのものが不在であることは、かねてより幾度となく指摘されている。

こうして見てみると、独自の裁判所を持ち、公証人を設置して公正証書を作成させ、あるいは非訟裁判権文書を発行し、書簡を生産、発送、受領（、保管、利用）する「都市自治体」というものの西洋にお

ける存在と日本における不在という差異はなぜ生じたのか、という古くかつ未答の問題が、まるで二十世紀の亡霊のごとく、我々の前に再び立ち現われてくるのである。

【註】

(1) 本章は、主としてブリュノ・ガラン著、大沼太兵衛訳『アーカイヴズ―記録の保存・管理の歴史と実践』、白水社、2021年に依拠する。

(2) 本章では、主として以下の文献に依拠する。岡崎敦「文書と法による統治」、『15のテーマで学ぶ中世ヨーロッパ史』、ミネルヴァ書房、2013年、同「文書形式学」、『西洋中世学入門』、東京大学出版会、2005年、オリヴィエ・ギョジャン著、渡辺節夫訳「フランスにおける中世史料―その利用、普及、保存」、『歴史学と史料研究』、山川出版社、2003年。くわえて、ブノワミシエル・トック著、岡崎敦訳「西欧中世の私文書」、『史淵』、144号、2007年も参照。

(3) 佐藤雄基「中世日本における書状の広がり―古代書状論・「公文書化」論を中心として」、『古文書の様式と国際比較』、勉誠出版、2020年、高橋一樹「中世史料学の現在」、『岩波講座日本歴史 第21巻 史料編』、2015年、上島有「古文書の様式について」、『史学雑誌』、97巻11号、1988年。

(4) ブノワミシエル・トック著、岡崎敦訳「西欧中世の私文書」、『史淵』、144号、2007年、図師宣忠「中世南フランス都市トゥールーズにおける公証人と法実践」、『法の流通』、慈学社、2009年、同「中世盛期トゥールーズにおけるカルチュレルの編纂と都市の法文化」、『史林』、90巻2号、2007年、同「中世フランス王権による南仏支配と慣習法―『トゥールーズ慣習法』の承認をめぐる一―」、『洛北史学』、5号、2003年、向井伸哉「ルイ9世期南仏ピテロワ地方における国王統治」、『西洋中世研究』、2号、2010年。公証人制度については、以下を参

照せよ。アンドレアス・マイヤー著、中谷物訳「西洋中世の公証人制度」、『契約と紛争の比較史料学―中近世における社会秩序と文書』、吉川弘文館、2014年、フランソワ・ムナン著、西村善矢訳「テクストの生産者としての中世の公証人」、『歴史テクストの解釈学―針路、解釈実践、新たな諸問題』、名古屋大学、2009年。

(5) 岡崎敦「12世紀北フランスにおける私的な法行為の認証について」、『史淵』151号、2014年、同「中世ヨーロッパにおける私文書の公証―歴史の概観と研究の現状―」、『人間文化資源』の総合的研究 9―19世紀文書資料の多元的複眼的比較研究(2012年度年次報告)、2013年、同「非訟裁判権とはなにか―教会とフランス王権を中心に―」、『西欧中世文書の史料論的研究―平成22年度年次活動報告書―』、2011年、ブノワミシエル・トック著、岡崎敦訳「中世ヨーロッパにおける私的な法行為の公証手段としての教会の印章」、『契約と紛争の比較史料学―中近世における社会秩序と文書』、吉川弘文館、2014年、ブノワミシエル・トック著、岡崎敦訳「西欧中世の私文書」、『史淵』、144号、2007年。くわえて、岡崎敦によるパリ司教座の非訟裁判権に関する一連の研究を参照せよ。

(6) トマ・ブルネル著、山田雅彦訳「中世北西ヨーロッパにおける都市当局の公証制度」、『契約と紛争の比較史料学―中近世における社会秩序と文書』、吉川弘文館、2014年、山田雅彦「中世後期アミアンにおける契約登記簿の誕生―都市自治体による非訟裁判権〔juridiction seigneuriale〕の行使を軸として」、『史窓』、68号、2011年、同「中世都市の文書管理―北フランス・ネーデルランドの諸事例に見る一」、『西欧中世文書の史料論的研究』(平成20年度科学研究費補助金研究(基盤研究B))平成20年度研究成果年次報告書)、九州大学、2009年、同「中世北フランス・ネーデルランドにおける都市当局による私法行為に関する文書業務の拡大とその歴史的意義」、『西欧中・近世における国家の統治構造と機能』(平成15年度～平成17年度科学研究費補助金(基盤

- 研究B2)「研究成果報告書」、九州大学、2006年、同「西欧中世都市における日常生活の文書管理とその法的・社会的意味―北仏・ネーデルラント諸都市の非訟事項業務を中心に―」、『西洋史学論集』、43号、2005年、ブノワ・ミシェル・トック著、岡崎敦訳「西欧中世の私文書」、『史淵』、144号、2007年。
- (7) 高橋一樹「中世前期における私文書の「公証」とその方法―京都と周辺域を中心に―」、『契約と紛争の比較史料学…中近世における社会秩序と文書』、吉川弘文館、2014年、同「日欧比較中世文書ストラスブル研究集会」、『日仏歴史学会会報』、29号、2014年、清水克行「日本中世後期の私文書と公権力」、『契約と紛争の比較史料学…中近世における社会秩序と文書』、吉川弘文館、2014年、渡辺浩一「序 契約・紛争解決・公証の比較史料学」、『契約と紛争の比較史料学…中近世における社会秩序と文書』、吉川弘文館、2014年。
- (8) 本章では、主として以下の文献に依拠する…岡崎敦「文書と法による統治」、『15のテーマで学ぶ中世ヨーロッパ史』、ミネルヴァ書房、2013年、同「初期カペー王の文書―統治と文書形式」、『西欧中世比較史料論研究 平成18年度年次活動報告書』、2008年、渡辺節夫「フランス中世史料と歴史研究をめぐる諸問題―証書史料の類型化を中心として―」、『歴史学と史料研究』、山川出版社、2003年。
- (9) カール・ボルヒャルト著、井上周平訳「ベトルス・デ・ヴィネアの名を冠した手本集成―十三世紀の文書雛形集と中世後期の国家理念にとつての意義―」、『儀礼・象徴・意思決定―日欧の古代・中世書字文化』、思文閣出版、2020年。書簡術は、11世紀末～12世紀にかけて古典修辞学の応用としてイタリアで生まれ、12世紀後半にアルプス以北へ伝播し、文書による統治の発達を背景に普及。音声の美しさ、優雅に聞こえる音節数、読みやすい句読点の位置、様々な文体、説得力のある修辞などを扱う。また、宛先（社会的地位）ごとに書簡冒頭部のあいさつの範例を体系化した。北館佳史「13世紀シトー会の書簡コミュニケーション」、
- 『西洋中世研究』、8号、2016年を参照。
- (10) 岡崎敦「古代・中世文書資料の日欧比較」、『儀礼・象徴・意思決定―日欧の古代・中世書字文化』、思文閣出版、2020年。
- (11) 北館佳史「13世紀シトー会の書簡コミュニケーション」、『西洋中世研究』、8号、2016年。
- (12) 中世後期ドイツ都市を専門とする阿部ひろみ氏より、書簡帳に関する基礎的な情報をご教示いただいた。阿部ひろみ「15世紀における帝国都市ニュルンベルクの「外交」―都市参事会の書簡と使節―」、『比較都市史研究』、36巻2号、2017年も参照。

(文学研究科西洋史専修)